

5分で読める 行本コラム

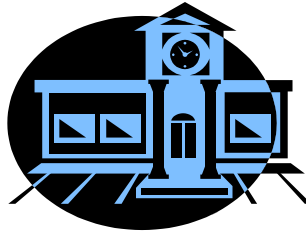
～量的緩和政策とゼロ金利解除に伴う企業が負担する金利～前編

金利 仕入原価としての金利

企業が負担する金利は、主に次の3つの内容を含んでいます。通常の企業が作成している『損益計算書』に照らして説明すると、ひとつは“仕入原価”で、ふたつは“販売費及び一般管理費”で、みっつには“特別損失”です。

まず、仕入原価としての金利について、考えてみましょう。政府は、現在莫大な借金（総額600兆円を超える国債）を抱えています。2011年にはプライマリーバランスをとるという政策を打ち出しました。

これは、これ以上国債を増発しないという政策です。ところが、これは経済政策そのものであることは、間違いありません。というのは、一定の経済成長を達成しながら、国債の残高を増やさないような経済政策を採る必要が有るからです。つまりは、経済成長次第で、法人税の税収が増減することになるとともに、消費税の税率にも影響を及ぼすからです。



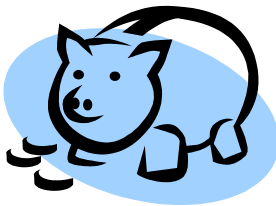
このような、きわどい経済政策のなかで、金利水準はどれくらいが適切なのか大いに議論の対象になって

います。理由は簡単です。600兆円の1%は6兆円です。6兆円の税収は消費税に換算すると3%に該当するのです。つまり、金利水準だけを議論しても無駄ですが、目標金利は財政再建の重要な柱のひとつであるからです。

この意味において、プライマリーバランスをとるべき2011年の金利水準を、とりあえず3~4%と考えています。まず、この点を念頭に置いてください。つまり、2011年における金融機関の“仕入原価としての金利”は3~4%ではないかと考えます。この意味で、“仕入原価としての金利”は基本的には、現在ゼロ%です。つまり、2011年における企業が負担する金利は、純粋に3~4%増えることになると考えられます。

金利 販売費及び一般管理費 としての金利

金融機関は営利を目的として、生業として企業にお金を貸しているのです。もちろん、お金を貸し出すことだけが、金融機関の収益の源ではありませんが、これが主体となっていることに間違いはありません。



昨今の金融機関はコンピュータを導入し、合理化を大幅に達成してきました。人件費もこれによって相当

に節減されたに違いありません。現在も相当合理化を継続中ですが、コンピュータの開発費も極めて高額なことになりました。半端でないお金を必要とするようになったのです。

金融機関の合併は、金融機関の販売費及び一般管理費つまり経費の削減効果を狙ったものなのです。つまりは、規模のメリットを享受するために合併する、と言って間違っていない。簡単に考えてみても明確です。たとえば、10人が10億円の融資の取り扱いをするケースと、1人で10億円の融資の取り扱いができるケースとでは、どちらが安い経費で融資の取り扱いができるか、明確です。10人の効率よりは、1人の効率のほうがはるかに良いではありませんか。金融機関というのはこ

のような宿命を持っているのです。この違いは、都市銀行と地方銀行と信用金庫を比較してみると明確となります。ただし、企業側もどの規模の金融機関と取引するべきか、よく考えておく必要があります。いくら金利が安いからといって、小さな企業が都市銀行と取引をすることが賢明とは思えないのです。なぜなら、力関係があまりにも違いすぎて、究極のところその違いすぎに困ることが発生するからです。

さて、この“販売費及び一般管理費としての金利”がどれくらいかというならば、これは金融機関によって差がありますが、1.5%~2.5%だと私は感じております。

職員コラム Vol.9 安藤(山口本部・給与計算担当) 『幸せの木!?!』

私は小さい頃から生き物や植物を育てるのはとても苦手だったのですが、たった一つ、ずっと枯らさず育てている植物があります。

私は1年前に山口県にUターンしてきたのですが、そのとき、学生時代の友人たちがお帰りパーティーをしてくれました。そのとき、私にこれから幸せがたくさん訪れるように

と願って1つの鉢植えを用意してくれていました。それが今私の部屋で暮らしている「幸せの木(と勝手に名づけています)」です。友人達は私のずぼらな性格を知ってか、栽培に手間のかからない種類を選んでくれたみたいなのですが、1年たった今、2倍の大きさにまで成長してくれました。1年たった私とはいうと、大きな幸せには巡りあっていませんが、毎日楽しく過ごせています。今日も帰宅して、水やりを忘れず、もっともっと大きく育ててほしいのです。



65歳までの雇用確保義務化へ向けて中小企業が検討すべき課題とは

～ 第3回目：高年齢者雇用と健康管理～

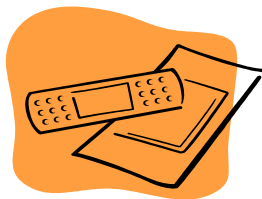
「熱中症で業務中に体調を崩し、従業員が病院に行ったのですが、これって労災扱いですか？」

暑い日が続いていますが、先日このような相談を偶然にも数件頂きました。

高年齢者に限らず、事業主が従業員を雇用する場合、事業主には“安全配慮義務”が生じることになります。そこで、今回は、高年齢者雇用における健康管理の重要性について解説します。

1. 従業員の健康管理に対する事業主の責任

たとえば、通常8時間勤務の従業員から「持病（私傷病）のため、1日5時間しか働くことができない」という申出があって、会社がその申出を受け入れたとしましょう。



この場合、事業主は、労働時間の短縮や、より負担の少ない業務への配置転換など、従業員の健康状態に応じた安全配慮義務を負うこととなります。

異常があることを知りながら、今までどおり業務を行わせ、その結果倒れたり、亡くなったりした場合、事業主は、安全配慮義務違反に問われ、損害賠償請求（結構高額となるケースが多い！）をされる可能性があります。

したがって、従業員への健康診断の実施とその結果通知は、健康管理をする上で、基本中の基本となります。1年に1回の定期健康診断については、これを怠ると刑罰を科されることから、その重要性がご理解いただけるでしょう。

個人差はありますが、特に高年齢者においては、加齢からくる身体の衰えなど健康上の問題があります。したがって、安全配慮義務への実務対応については、一般社員の過重労働やメンタルヘルスの問題とも絡み、今後ますます注目される労務管理の課題と考えられます。



2. 就業規則の健康管理面の記述を点検すべき

20秒ほどお時間を下さい。

あなたの会社の就業規則の“健康”に関連する記述をチェックしてみましょう。

健康診断を受診しない従業員や受診を拒否する従業員に対する記述がない

定期健康診断の結果、“要再検査”となった従業員の取扱いに関する記述がない。

休職を繰り返す従業員に対する記述がない。

私傷病休職後の復職に当たっては、休職事由が消滅したか否かは、従業員側から提出された診断書に基づいて判断するとしている。

私傷病休職について、休職期間中に治癒の見込があるか否かを問わず、休職を命ずる記述となっている。

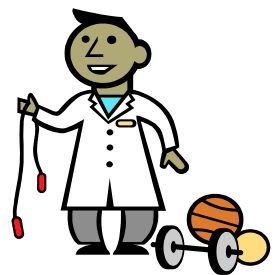
もし、チェックが入ってしまった場合、高年齢者雇用安定法への対応と併せて就業規則の改訂をご検討下さい。

たとえば、類似の疾病（精神疾患を含む私傷病）により入退院を繰り返し、それに伴い休職を繰り返す従業員が発生した場合、御社の業務は正常に回りますか。

就業規則を整備することで、このようリスクやトラブルを未然に防いだり、それを軽減することができないかどうか考えてみましょう。

とりわけ、私傷病休職制度の本質は、事業主による解雇の猶予措置であって、「病気になったら休める権利が従業員にあるわけではない」のですから、他社の就業規則を真似た休職規定では都合の悪いことも起こり得ます。各事業所の身の丈にあったものをご用意されることをお勧めします。

- 今回をもって全3回の連載終了 -



石崎 秀郎(いしざき ひでお)
社会保険労務士
事業開発部・人事コンサルタント担当

昭和47年9月 生まれ
平成8年3月 西南学院大学商学部卒業



就業規則等に関するお問い合わせは、石崎社会保険労務士事務所（行本会計事務所本社内）まで

知って得する! 知らなきゃ損する!! 中小企業税制のススメ

再生に向けて頑張っている経営者必見!!

◆シリーズ第2回◆ ~ 中小企業の再生に関する税制 ~



現在かかえている債務（借金等）につき、ある一定の条件のもとで債務免除を受けた場合、「債務免除益」に対し課税が発生しないことがあると聞いたのですが、本当ですか？



本来、債務免除を受けると債務免除益が発生しますが、各都道府県に設置されている「中小企業再生支援協議会」の支援のもとで策定した再生計画に基づき債務免除を受けた場合には、期限が切れた過去の欠損金や不動産の評価損等を損金に算入し、債務免除益と相殺できる場合があります。

（具体的には、個別の案件ごとに税務当局の判断が必要となります。）

詳しくは、以下の国税庁ホームページをご覧ください。

「中小企業再生支援協議会で策定を支援した再建計画に基づき債権放棄が行われた場合の税務上の取扱について（平成15年7月）」
《国税庁ホームページ》

<http://www.nta.go.jp/category/tutatu/sonota/houzin/1906/01.htm>

ご不明な点、ご質問等ございましたらお気軽に下記 防府支店 小野までご連絡ください。

拠点紹介



【山口本部】

山口市矢原642-26

TEL 083-925-1383

FAX 083-925-1349



【広島支店】

広島市中区大手町5-16-1
たかのばしハイツ2F

TEL 082-545-2320

FAX 082-545-2307



【福岡支店】

福岡市博多区博多駅東

1-11-15-5F

TEL 092-431-6650

FAX 092-431-6621



【防府支店】

防府市佐波1-13-1

TEL 0835-27-2700

FAX 0835-22-1166



【萩支店】

萩市大字橋2760-6

TEL 0838-24-0086

FAX 0838-24-0087

・・・中国、九州地区5市に拠点を置き
活動しています・・・

お名前、ご住所などの情報は、セミナーなどのご案内や弊社事務所通信のお届けなど、当社の営業活動に限り使用させていただきます。今後ご案内等が不要の場合は、大変恐れ入りますが下記に御社名を記入後、右下の欄に✓を入れ、この紙を折り目に沿って半分に切ってFAXでご返信ください。

御社名



FAX : 0835-22-1166 行本会計事務所 防府支店 今後案内等は不要ですので受け取りを拒否します